

区民協働推進会議の公開のあり方について

江東区区民協働推進会議は、「江東区区民協働推進会議の公開に関する取扱要領」（令和 3 年 1 2 月 1 日制定）により、会議を原則公開としている。公開に際し、以下の公開方法について詳細を確認することとする。

1. 会議の非公開について（取扱要領第 2・3 条）

会議は原則公開であるが、会議で取り扱う情報が江東区情報公開条例（第 7 条）に規定する個人情報等の非開示情報である場合や、推進会議を公開することにより公正かつ円滑な審議ができないおそれがある場合は、推進会議の全部又は一部を非公開とすることができることとしている。

【例】協働事業提案制度における審査、審査に関する内容検討等

2. 会議開催の事前公表について（取扱要領第 4～6 条）

公開する会議については、開催の 2 週間前までに、傍聴に関する必要な事項を江東区ホームページで公表することとし、傍聴者の定員は 5 人としている。

（傍聴希望の申出）

第 6 条 推進会議を傍聴しようとする者は、推進会議の開催時刻の 30 分前までに、第 4 条により指定された参集場所に参加するものとする。

2 推進会議を傍聴しようとする者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

3 推進会議の傍聴者は、傍聴受付票（別記様式）を推進会議事務局に提出しなければならない。

※ 資料等の準備上、傍聴希望者は「会議開催日の 2 営業日前（午後 5 時締め）」までに傍聴希望の旨を事務局まで事前連絡することとする。

3. 会議録の公表について（取扱要領第 11 条）

会議録及び会議資料は、非公開とする部分を除き、区ホームページ掲載および情報公開コーナー配架により公表するものとしている。

なお、会議録の記載方法については区における特段の規定はないことから、区民協働推進会議においては、会話方式の会議録を作成していたが、会議での質疑応答をまとめた形式への変更を検討する。

※別紙参照

【従前会議録】「令和 6 年度第 1 回江東区区民協働推進会議（議事概要）」

【変更会議録】「令和 6 年度第 1 回江東区区民協働推進会議（質疑応答）」

江東区区民協働推進会議の公開に関する取扱要領

令和 3 年 1 2 月 1 日

3 江地地第 1 2 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、江東区区民協働推進会議設置要綱(平成 2 2 年 4 月 1 日 2 2 江地地第 3 5 1 号) **第 8 条**の規定に基づき、江東区区民協働推進会議(以下「推進会議」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の公開原則)

第 2 条 推進会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、推進会議を非公開とすることができる。

- (1) 推進会議において取り扱う情報が、江東区情報公開条例(平成 1 3 年 3 月 江東区条例第 3 号) 第 7 条に規定する非開示情報に該当するとき。
- (2) 推進会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると推進会議の会長(以下「会長」という。)が認めるとき。

(非公開の決定方法)

第 3 条 会長は、前条ただし書に該当すると認めるとき又は推進会議の委員からその旨の指摘があったときは、推進会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第 4 条 推進会議の開催は、原則として会議開催の 2 週間前までに、会議名、開催の日時及び場所、傍聴を希望する者が参集すべき場所その他の必要な事項を江東区ホームページで公表する。

(傍聴者の定員)

第 5 条 傍聴者の定員は、5 人とする。ただし、会長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

(傍聴希望の申出)

第 6 条 推進会議を傍聴しようとする者は、推進会議の開催時刻の 3 0 分前までに、第 4 条により指定された参集場所に参集するものとする。

- 2 推進会議を傍聴しようとする者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

3 推進会議の傍聴者は、傍聴受付票（別記様式）を推進会議事務局に提出しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器等の危険物その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 傍聴受付票を提出しない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第8条 傍聴者は、次の各号に規定する事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、審議の妨害をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) 録音、写真撮影及び録画をしないこと（事前に会長の許可を受けた場合を除く。）。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第9条 傍聴者がこの要領に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止することができる。

- 2 前項の制止にもかかわらず、当該傍聴者がこれに従わないときは、会長は当該傍聴者に退場を命じることができる。
- 3 推進会議を非公開としたときは、会長は傍聴者に退場を命じるものとする。
- 4 傍聴者は、会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴者に対する資料提供)

第10条 傍聴者は、交付された資料を持ち帰ることができる。ただし、会長が適当でないと認めた資料については、この限りでない。

(会議録及び資料の公表)

第11条 会長は、会議の終了後、遅滞なく会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録及び会議資料は、第2条各号に規定する非公開とする部分を除き、次の各号に定める方法により公表するものとする。

(1) 江東区ホームページへの掲載

(2) 情報公開コーナーへの配架

3 前項の規定による公表は、会議録を作成した日の属する年度の翌々年度の末日までの間とする。

(報道機関の取扱い)

第12条 報道関係者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、推進会議を傍聴することができる。

2 第7条から第10条までの規定は、報道関係者が推進会議を傍聴する場合に準用する。この場合において「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係席」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

令和 6 年度第 1 回江東区区民協働推進会議（HP 公開議事概要・冒頭抜粋）

1 開会

2 江東区区民協働推進会議委員委嘱（委嘱状を区長から交付）

3 区長あいさつ

4 会長及び副会長選出

区長は退席し、委員自己紹介、事務局より本日の出席状況、資料確認等を行った後、議事に入った。

5 議題

（1）議題 1 区の協働推進施策について

議題 1 について、資料 3 に基づき事務局より説明

【質疑応答】なし

（2）議題 2 令和 6 年度協働事業提案制度について

議題 2 について、資料 4 に基づき事務局より説明

【質疑応答】

- 委員 これまでの申請件数というか、リストにある件数って、だんだん減ってきていますが、その主な理由とかはありますか？
- 事務局 もともと提案している団体が似通ってきてしまっていて、同じ団体が何度も提案している状況になってきて、行き詰まりというようなものが感じられます。
- 委員 江東区内の申請をする団体数がそんなに急増するわけではないから、大体皆さん、1 度チャレンジしてという感じですか。
- 事務局 はい、そうですね。それで、1 度落ちてしまっていて、改めてというところもあれば、この内容で落ちるのであれば、再度のチャレンジはしないっていうような感じが積み重なって、ここまで来ているというところですが、採択された団体はもう 1 回出されており、そうすると今度は内容や、ある一部の団体のみの提案に偏ってしまうというのが今後の課題になってくるととらえています。
- 委員 承知しました。ありがとうございます。
- 委員 毎年何団体は採択しようみたいな目標値みたいなのがあったりするんでしょうか。
- 会長 一応上限 3 団体、3 事業というふうに決まっています。予算の関係があるた

めだと思いますが。それを必ず探して、その事業しようっていう感じはないですね。

○ 委員 協働事業として本当に適した内容であればという感じですか。

○ 会長 はい。適した内容の申請があればということですね。ただこういう協働事業は、他の地域などを見ていると、なかなか役所がやっているところに民間がエントリーするって結構ハードルが高くて、結構役所がやっている行政の事務事業の中で、本当は役所でやりたいけれど、制度や予算の関係で出来ないようなものと、その近くで活動している団体等がうまく合うと、ちょっとこういうことやってみたいんだけど、やってみない？というふうに逆に行政側から団体に提案したりして、そういうのが上手く結びついて、事業になったりするケースが結構あります。ただこの協働事業提案制度は、市民活動のスタートアップとか、新しく起業しようっていうような人たちに向けた制度でないってことは確かだと思います。ある程度、事業の枠組みが見えて、この事業が必要だと思って、財源や広報だとかそういう部分が団体だけでは不十分で、その活動が本当に地域にとって貢献するために行政と組むことが必要だって考えられたものを申請するっていう、そういう感じの制度になっています。そういう意味では、この制度とその事業やっている団体が、うまくマッチングするっていうところは難しいところじゃないかなと思いますね。

○ 委員 わかりました。ありがとうございます。あともう1つだけ。この過去の事例で同じ団体が何度か取り上げられているっていうことがあるかなと思うのですが、それは特に問題はないっていう認識ですか？それとも、できるだけ複数の違ったものを優先的といいますか、そこら辺の考え方っていうのは今までどのような話し合いがあったのでしょうか。

○ 会長 基本的に、例えば幾つも申請があって、それでその基準、その判断する中で、もうすでに過去に補助を受けているような団体と、別の団体があれば新しいところ。なるべく広く多くの団体にこの制度を使って活動してもらって成長して欲しいというところがあります。ただ同じ団体が同じ事業で2回目のエントリーはできないので、同じ団体であっても、事業が違う新たな取り組みに対して申請ができるということで、同じ事業を、何年かあいたからもう1回提案するっていうのはできないことになっています。

○ 事務局 補足としまして、令和4年度まで提案事業の見直し検討をしていた際に、この話も少し上がってしまして、やはり同じ団体が応募して、他の団体は出さなくなっているという状況だとここから先、同じ団体ばかりが採択されていくという状

態が生まれかねないというところは懸念事項としてあります。まだそういった状態まではいっていないので、今後考えていかなくては、というところではあります。先ほど会長がおっしゃったみたいに、もともとの申請を出してくる団体さんの申請のしやすさですとか、そういったところがないといけないのかなってというのは、お話を聞いていて思ったところですね。同じ内容でなければ、過去採択された団体が申請すること自体を妨げては今の時点ではないのですが、今後それが繰り返し目立つようになってきた場合には、過去に受けたところは何回までとかっていうような縛りが必要になってくることも、この会議の中で検討していく必要がでてくることもあると考えています。

- 委員 すいません。私が所属している団体も、過去に採択していただいているんですけども、今私がこうやって委員に委嘱された状態だと私の所属団体は提案できないのでしょうか。
- 会長 提案していただいて構わないんですが、審査の際には関係者なので外れていただくという形になります。
- 事務局 過去に採択された団体の方がこちらの委員でいらっしやいまして、委員ではあるけれども、提案されました。公平性を期すために、委員としては、採択の審査に関する部分からはすべて外れていただいております。団体として、提案を出すタイミングというものがございましたら、委員だからと言って提案を妨げるものではなく、こちらの会議体で審査から外れるなど調整いたしますので、お声掛けいただければと思います。
- 委員 はい、わかりました。ありがとうございます。
- 委員 すいません、令和5年度に採択された事業の2年目の評価は何月にやるんですか？
- 事務局 1年目の中間報告がございまして、それをまず1月に行います。2年目に入りましたら、そちらの事業自体は3月末までやる予定なので、実際の評価はまたその翌年になりますので、令和8年の6月頃の第1回目の会議で事業評価会というものを行います。

令和 6 年度第 1 回江東区区民協働推進会議（質疑応答概要・案）

- 1 開会
- 2 江東区区民協働推進会議委員委嘱（委嘱状を区長から交付）
- 3 区長あいさつ
- 4 会長及び副会長選出
- 5 議題
 - （1）議題 1 区の協働推進施策について

資料 1 参照
 - （2）議題 2 令和 6 年度協働事業提案制度について

資料 2 参照

＜案＞ 質疑応答をベースに議事概要となるよう記載する。

質問	回答
これまでの協働事業提案制度の申請件数減少の主な理由は何があるか。	制度開始から年数を重ね、提案内容が似通ったり、同じ団体が何度も提案したりしている状況がある。
毎年採択する団体数の目標値はあるか。	上限 3 団体、3 事業としている。目標値はなく、協働事業に適した内容の申請があれば採択する。
過去の事例で同じ団体が複数回採択されているが、問題はないのか。それとも、できるだけ複数の異なる内容のものを優先的するといった考え方があるのか。	同団体が同事業で再度提案はできないが、事業内容異なれば可能。昨今は応募団体に偏りが見られ、同じ団体ばかり採択される状態が生まれかねない懸念があり、今後の検討課題である。
推進会議委員が所属している団体が共同事業提案制度に提案することは可能か。	提案は可能。ただし、提案団体に関係している委員は、審査の際には退席し、審査には関わらない。
令和 5 年度に採択された事業の評価はいつ実施するのか。	（令和 6 年度） 1 年目事業実施 令和 7 年 1 月… 1 年目中間報告 （令和 7 年度） 2 年目事業実施 令和 8 年 1 月… 2 年目中間報告 （令和 8 年度） 令和 8 年 6 月頃…事業評価会 （第 1 回会議内）